



市有地の公売

施設課 0775-5115  
0775-9819

【物件の概要】原市北二丁目23番10・宅地146㎡ 【価格】10001万5、600円 ※詳しくは公売案内書(1月13日)から施設課と各支所・出張所で配布。市ホームページにも掲載を参照してください。 【公売方法】一般競争入札 【入札日】1月28日(木) 【入札場所】市役所5階入札室 01月14日(木)～21日(木)9～17時(土)(祝を除く)に直接または郵送で施設課(〒362-8501本町3-1-1)へ

「第2期上尾市教育振興基本計画(案)」への意見を募集

教育総務課 0775-9469  
0776-2250

平成28年度から5年間を計画期間とする「第2期上尾市教育振興基本計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので意見を募集します。 0市内に在住・在勤・在学の人 【計画(案)の公表・意見募集期間】1月8日(金)～28日(木) 【計画(案)・意見書の設置場所】教育総務課・市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。 【意見

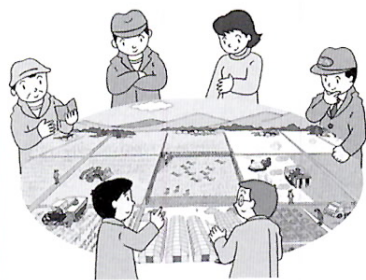
などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。 【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送(28日消印有効)、ファクス、メールで教育総務課(〒362-8501本町3-1-1、07721000@city.ageo.jp)へ ※電話では受け付けできません。

上尾市農業委員および農地利用最適化推進委員の募集

農業委員会事務局 0775-9694  
0775-9872

農業委員の任期満了に伴い、新たな農業委員を推薦・公募します。また、新たに農地利用最適化推進委員を設置し推薦・公募します。各委員の任期は3年間です。詳しくはホームページをご覧ください。 【募集人数】農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人 【任期】4月から3年間 0各委員の申込用紙(農業委員会事務局にある。ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、1月29日(金)までに直接(土)(祝を除く)または郵

送(必着)で農業委員会事務局(〒362-8501本町3-1-1)へ



所得税と市・県民税の控除

高齢介護課 0775-5126  
0776-8872

所定の基準を満たす人は、税の申告時に次の必要書類を提出することで所得税と市・県民税の控除を受けられます。

寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。 0次の①～④の全てに該当する人 ①市内に住所がある ②認定基準日(対象年の12月31日)現在で満65歳以上 ③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしでは外出できない)、認知症

(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である ④本人またはその家族の扶養者で税の控除が必要 0直接、高齢介護課へ

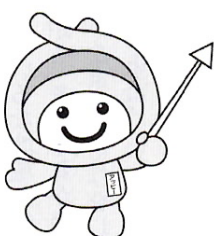
寝たきりや認知症の高齢者が使用するおむつ代の、医療費控除

初めておむつ代の医療費控除を受ける人

医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課にある)が必要です。 ※「おむつ使用証明書」は、医療機関に用意してある場合があります。

2年目以降の人

市が発行する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は申請から約10日後に郵送します。 0介護認定を受けている人で介護保険主治医意見書の内容により、次の①②の全てに該当する人 ①寝たきり状態である ②尿失禁の可能性がある ※2年目以降の人で条件に該当しない場合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。 0直接、高齢介護課へ





# 上尾市文化センター・上尾公民館の リニューアル工事に伴う休館

市民協働推進課 ☎775-4539 ・ ☎775-9819

上尾市文化センターは、施設の老朽化に伴う改修・耐震補強工事、リニューアル工事を実施するため、8月から約1年間、上尾公民館を含む施設全体が休館となります。これに伴い、文化センターと上尾公民館の休館中の予約ができなくなります。

## スケジュール (予定)

	平成28年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ホール関連	8月からの利用申し込み受付停止							休館～平成29年8月(予定)				
ホール関連以外					8月からの利用申し込み受付停止							
上尾公民館						8月からの利用申し込み受付停止						
	(施設利用可能期間)							(工事期間)				

※休館期間は8月1日～平成29年8月31日(予定)です。  
 ※施設利用再開時期は変更となる場合があります。

## 他の公共施設のご案内

施設ごとに利用条件が異なります。大きな音の出る楽器演奏などは、他の利用者との関係などで利用できない場合があります。施設内容や利用申し込みなどについては、各施設に問い合わせてください。

### 1. 市内公共施設

#### ホール保有施設

<p>●上尾市コミュニティセンター                      (柏座4-2-3 ☎775-0866)  <b>【施設内訳】</b>                      ホール(定員/359人)、楽屋、集会室、音楽室、視聴覚室、調理室、茶室、和室、アトリエ  <b>【休館日】</b> 第4月(ホールと楽屋だけ毎週月)  <b>【利用時間】</b> 9～22時  <b>【窓口対応時間】</b> 9～19時</p>	<p>●イコス上尾                      (平塚951-2 ☎772-1611)  <b>【施設内訳】</b>                      ホール(定員/286人)、リフレッシュルーム、研修室、音楽室兼大会議室、中会議室、和室、屋外ステージ  <b>【休館日】</b> 毎週月  <b>【利用時間】</b> 9～22時  <b>【窓口対応時間】</b> 9～19時</p>
---	---

#### 公民館

<p>●上平公民館                      (上平中央3-31-5 ☎775-9308)                      講座室、和室、調理室、会議室、集会室兼体育室、陶芸窯</p>	<p>●平方公民館                      (平方905-1 ☎726-3446)                      講座室、和室、調理室、集会室兼体育室</p>
<p>●原市公民館                      (原市3499 ☎721-4948)                      講座室、和室、調理室、集会室兼体育室</p>	<p>●大石公民館                      (小泉747-8 ☎726-6615)                      講座室、和室、調理室、多目的室、集会室兼体育室、陶芸窯</p>
<p>●大谷公民館                      (大谷本郷949-1 ☎781-0892)                      講座室、和室、調理室、工作室、集会室兼体育室、陶芸窯</p>	<p>※公民館窓口にて事前に団体登録が必要です。                      ※開館時間は9～22時です。公民館は社会教育施設のため、営利活動、宗教活動、政治活動については、制限があります。</p>

### 2. 近隣自治体などの類似施設

<p>●埼玉県民活動総合センター                      (伊奈町内宿台6-26 ☎728-7111)                      小ホール(定員/504人)、セミナー室、会議室 他</p>	<p>●桶川市民ホール                      (桶川市若宮1-5-9 ☎789-1113)                      ホール(定員/700人)、会議室、ギャラリー 他</p>
<p>●宮原コミュニティセンター                      (さいたま市北区吉野町2-195-1 ☎653-8558)                      多目的ホール(定員/312人)、レクリエーションルーム、集会室 他</p>	<p>●さいたま市民会館おおみや                      (さいたま市大宮区下町3-47-8 ☎641-6131)                      大ホール(定員/1,370人)、小ホール(定員/274人)、集会室 他</p>

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ



上尾市地域創生長期ビジョン  
上尾市地域創生総合戦略を策定

行政経営課 775-3963  
776-8873

人口の現状と将来の展望を示す「上尾市地域創生長期ビジョン」と市の実情に応じた今後5カ年の施策の基本方向をまとめた「上尾市地域創生総合戦略」を策定しました。全国的に人口減少に向かう中で、市が一定程度の人口規模を維持していくため、将来目指すべき人口、基本目標・重点施策を次のとおり位置付けました。冊子は市役所1階情報公開コーナーに設置する他、市ホームページに掲載します。

【将来目指すべき人口】

	平成26年 (実績)	平成52年 (予想値)	平成52年 (将来目指すべき人口)
年少人口	29,854人	19,700人	26,800人 (+7,100人)
生産年齢人口	142,866人	108,700人	113,700人 (+5,000人)
老年人口	55,320人	67,200人	67,300人 (+100人)

※( )内の+の人数は、予想値に対する改善幅です。

【基本目標／重点施策】①安定した雇  
用を創出する／雇用を創出するま  
ちづくり②出産・子育ての希望をかな  
える／子育てしやすいまちづくり・

個人番号(マイナンバー)の  
利用が始まります

上尾市マイナンバーコールセンター  
782-9922・775-9827

平成27年11月、住民票のある全ての人にマイナンバーが記載された「通知カード」を郵送しました。まだ受け取っていない人は、上尾市マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。

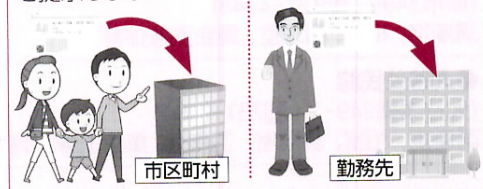
平成28年1月から申請書類にマイナンバーを記載することで、提出する添付書類が削減されるなど行政手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減でき、便利になります。

「通知カード」に同封された申請書を郵送するなどして、希望する人に交付(無料)される顔写真入りの「個人番号カード」は、今後各種行政サービスを受ける際にも使用できるようになります。

また、福祉や税の窓口で各種届け出の際はマイナンバーの記載が必要になりますので、「通知カード」と自動車運転免許証などの本人確認できるもの、

例えば次のような場面などで使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します  
勤務先にマイナンバーを提示し、給与支払報告書などに記載します



または「個人番号カード」をお持ちください。詳しくは各窓口にお問い合わせください。※「個人番号カード」は多くの人が申請した場合、交付の案内までに時間がかかることがあります。

■通知カード・個人番号カードに関する問い合わせおよび個人番号カードの一時停止申請受付について

個人番号カードコールセンター

0570-783-578(日本語対応)

0570-064-738(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の外国語対応)

【受付時間】3月31日(木)まで(8時30分～22時、(土)日祝9時30分～17時30分、12月29日～1月3日(日)を除く) ※個人番号カードの一時停止申請はいつでも受け付けます。

子どもが健やかに育つことができるまちづくり③健やかなくらしを守り、魅力あるまちを創る／安心で良  
好な住環境のまちづくり・第二の人生を謳歌できるまちづくり

図書館の計画(案)への意見を募集

上尾市図書館 773-8521  
776-7330  
773-3711  
子どもの読書活動 773-3711  
支援センター

次の計画について、このたび案がまとまりましたので意見を募集しま

す。 ①「第2次あげお子ども読書

プラン(案)」②「第2次上尾市図書館

サービス計画(案)」 ③市内に在住・

在勤・在学の人 「計画(案)の公表・

意見募集期間」①平成27年12月21日

～1月15日(金)②1月5日(火)～25日(月)

【計画(案)、意見書の設置場所】図書

館(本館・分館・公民館図書室)、市

役所1階情報公開コーナー ※市

ホームページにも掲載しています。

【意見書などの取り扱】内容を検  
討し、計画策定の参考にします ※住

所、氏名など個人が特定できる箇所

を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しま

せん。 【提出方法】①意見書(市ホ

ームページからダウンロードも可)

に必要事項を記入して、直接(平成

27年12月28日～1月4日(月)を除く)

または郵送(1月15日消印有効)、フ

ァクス、メールで子どもの読書活動

支援センター(〒362-0075 粕座

4-3-8、ageodokusho@city.

ageo.lg.jp)へ②意見書(市ホームペ



## 輝かしい新春を迎えて

市長 島村 穰



輝かしい平成28年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また昨年中は、本市行政に対しまして温かいご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて昨年を振り返りますと、「桜ジャージ」が有名となったラグビー日本代表の活躍や、金星探査機「あかつき」の軌道投入成功、大村智氏、梶田隆章氏のノーベル賞受賞など、世界を舞台に日本の活躍を共有できた素晴らしい年となりました。それぞれのエピソードから共通して言えることは、これまで陰に陽に積み重ねた努力が大きな力となり、結果という実を結んだことにあると感じています。ラグビー日本代表の五郎丸歩選手の言葉を借れば「努力は裏切らない」「勝利は必然」ということなのかもしれません。

昨年の上尾市においては、身近にある各地域の集會

所、全108カ所にAEDを配備し、暮らしの安心・安全の力を高めました。また、上尾市の「アップー」と福島県本宮市の「まゆみちゃん」の結婚から1年を経て、子どもの「あゆみ」が誕生するなど、笑顔あふれる話題を発信させていただきました。そして、今後5年間の上尾市の指針となる「第5次上尾市総合計画後期基本計画」が策定されたことにより、将来都市像である「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」の実現に向けてさらに邁進する基盤を築くことができました。インフラ面では、JR高崎線の東京駅乗り入れや、圏央道を介して東北自動車道から東名高速道路までがつながったことで、上尾の地も交通の要衝となり、今後、ますます物流が活性化し、商工業の発展が見込まれます。

平成28年の輝かしい新春がスタートしましたが、私はことしを表す漢字を「育」とし、字の成り立ちである「子どもが生まれ元気に育つ」ように、上尾市においても時代に合った施策を生み出し、市民の皆さまとの協働を深めることで、さらにたくましく成長できる1年となるよう、全力を傾注してまいります。

市民の皆さまには、市政発展のため、変わらぬご支援ご協力を賜りますとともに、本年も健やかで素晴らしい年となることを衷心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 上尾市民駅伝競走大会の交通規制にご協力を

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎776-2250

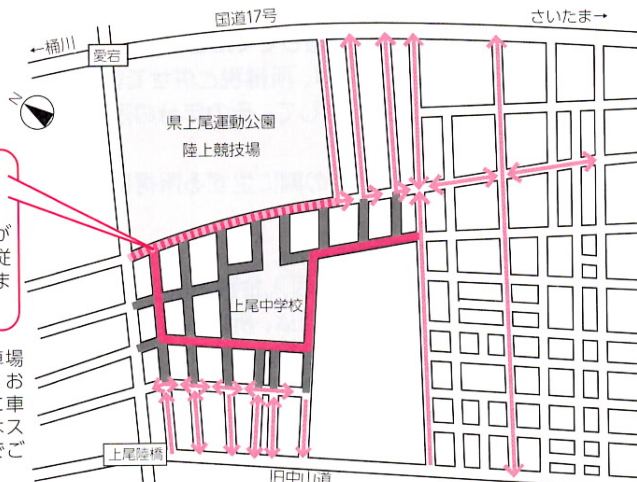
第34回上尾市民駅伝競走大会を1月23日(土)に開催します。当日駅伝コースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制になります。下図に示した部分の道路は大幅な交通規制が行われますので、車やバスなどでお出掛けの際は注意してください。また市民の皆さんとランナーの安全のため、大会競技役員の指示・誘導に従い、コース内の駐車もご遠慮ください。当日は、コース周辺が大変混雑しますが、ご協力をお願いします。

●競技(公道使用)時間  
8:00~12:00(予定)

走者横断予想時間  
8:40~11:30

※横断予想時間内でも、走者の横断が途切れたときは役員の指示・誘導に従い通行可能ですが、混雑が予想されますので迂回にご協力ください。

● 走路 ※走路沿いの駐車場などを利用してあり、競技時間内に車両を移動する人はスポーツ振興課までご連絡ください。  
■ 交通規制区間  
■ 混雑予想区間  
→ 迂回方向



ージからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接、図書館各館へ、または郵送(1月25日消印有効)、ファクス、メールで上尾市図書館本館(〒362-0037上尾1-7-1、☎5724000@city.ageo.lg.jp)へ



①②とも電話では受け付けできません。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物  
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ



平成27年分

# 所得税の確定申告はお早めに

申告期限 3月15日(火)

※申告義務のある場合の期限です。

■上尾税務署(所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先)  
〒362-8504 西門前577  
☎770-1800(自動音声案内)

所得税および復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税・復興特別所得税の額を計算し、翌年の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

## ●確定申告が必要な人

平成27年分(1月1日～12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超えている人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし、勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっていきます。

## ●所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。この申告を還付申告といいます。主に次の①～④のような場合に還付申告できます。①年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与と所得者②追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)がある③

## 基本的な所得税の計算方法

$$(\text{総所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} = \text{所得税}$$

1年間の収入金額から必要経費などを差し引いた金額

基礎・社会保険・生命保険料控除など課税所得から控除されるもの

## 上尾税務署からの確定申告のお知らせ

上尾税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次の通り開設します。

☎2月1日(月)～3月15日(火)9～17時(受付/8時30分～(土)(日)(祝)を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)に限り開場します。))

※確定申告会場の開設日までは相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間待つ場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。なお申告書の作成には時間を要しますので、16時ごろまでにお越しください。

### 【確定申告書は自宅で作成し郵送で提出!】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば自宅などで確定申告書が作成できます。書面で印刷して郵送・e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかの方法でご提出ください。

### 【確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れに注意してください】

平成25年分～平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要です。復興所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

### 【公的年金等を受給している人の「確定申告不要制度」】

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されないこととなりました。



**青色申告者対象の  
確定申告相談会**

上尾商工会議所  
☎773-3111・☎775-9090  
時 2月17日(水)・25日(木)・  
26日(金)、3月7日(月)・8日(火)  
9時30分～15時30分(11時  
30分～13時30分を除く)  
所 上尾商工会議所(二ツ  
宮750) 内 個別決算指導、  
納税相談

**税理士による無料税務相談**

関東信越税理士会上尾支部 ☎776-8777  
時 2月1日(月)～15日(月)(土)(日)(祝を除く) 所 市内の各税理  
士事務所 内 少額な税務相談、申告書の作成 ※住宅  
借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超  
える場合などは、低額な料金が発生する場合があります  
ので、申し込みの際に確認してください。 内 次の①～  
③のいずれかに該当する人 ①年金受給者 ②給与所得者  
で医療費控除を受ける ③年の途中で退職・就職した人  
や年末調整が済んでいない 申 9時30分～16時(12～13  
時を除く)に電話で、関東信越税理士会上尾支部へ

一定額以上の医療費を支出した④一  
定の要件のマイホームの取得などで、  
住宅ローンがある  
●申告に必要なもの  
平成27年分給与所得・公的年金等  
の源泉徴収票(原本/印鑑認印可)、  
筆記用具、計算用具、還付金を受け

取る金融機関名・支店名・口座番号  
(申告者名義)が分かる物、配偶者の  
源泉徴収票(配偶者にパート収入な  
どがある場合)、控除に必要な書類  
(次の①～④に該当する人)  
①年金受給者、年末調整が済んでい  
ない年の途中で退職した人など  
社会保険料(国民健康保険、国民年  
金など)の支払額が分かる物(国民年  
金保険料を支払っている場合は、社  
会保険料控除証明書または領収証  
書、生命保険料や地震保険料の所得  
控除証明書、障害者控除対象者認定  
書(本人や被扶養者のもの))  
②医療費控除を受ける  
平成27年中に支払った医療費の領  
収書(事前に個人や病院ごとに集計  
し、明細書を作成しておく、健康保  
険や生命保険などで補てんされた金  
額の分かる書類)  
③住宅借入金等特別控除を受ける  
申告者本人の住民票の写し(平成  
28年1月1日以降交付のもの)、家屋  
の登記事項証明書(住宅ローンで土  
地なども取得した場合は土地の登記  
事項証明書も必要)、売買契約書ま  
たは工事請負契約書の写し、借入先  
の金融機関などが発行した「住宅取  
得資金に係る借入金の年末残高等証  
明書」、増改築の場合は、「建築確認  
済証」か「検査済証の写し」、または建

**市・県民税申告書の郵送**

主に、前年度に市・県民税申告書  
を提出した人へ、2月上旬に郵送し  
ます。申告の日程など詳しくは「広  
報あげお」2月号でお知らせします。  
☎市民税課 ☎775-5131・☎775-  
9846

④寄附金控除・寄附金特別控除を受  
ける  
寄附した団体などから交付を受け  
た寄附金受領証など ※政治活動に  
関する寄附は、選挙管理委員会など  
の確認印がある寄附金(税額)控除の  
ための書類が必要です。 ※確定申  
告をする人は、ワンストップ特例制  
度の適用が受けられません。  
※申告書や記載例などは、1月上旬  
から税務署の他、市民税課、各支所・  
出張所でも配布する予定です。



**所得税還付申告の臨時受付会場の開設**

市では所得税還付申告の臨時受付会場を右表のとおり  
開設します。臨時受付会場で申告ができるのは「確定申  
告書A」(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一  
時所得だけ)を使用する人です。  
※事業・不動産・分離課税所得などがあり「確定申告書B」  
を使用する必要がある人や、新たに住宅借入金等特別控  
除を受ける人は、上尾税務署で申告してください。  
※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考に  
して自分で記入・作成する「自書申告」にご協力ください。

【所得税還付申告の臨時受付会場】

とき	ところ	対象地区
2月4日(木)・ 5日(金)	9時15分 ～15時	上尾市コミュニティ センター
2月12日(金)・ 15日(月)		上尾市文化センター
		JR高崎線の西側 地域に住む人
		JR高崎線の東側 地域に住む人

※駐車台数に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

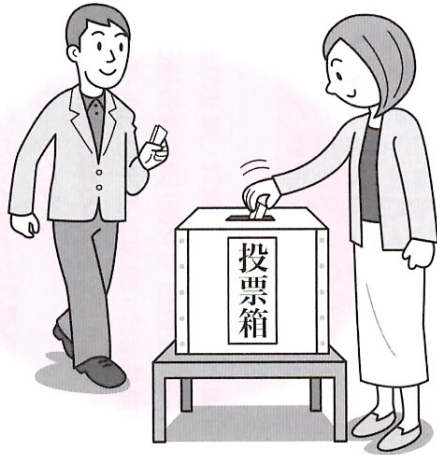
時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ



# 上尾市長選挙

投票は**2月7日(日)**  
[投票時間 7:00~20:00]

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689・☎775-9819



任期満了に伴う上尾市長選挙は1月31日(日)に告示され、2月7日(日)に投・開票が行われます。この選挙は私たちの豊かな郷土・上尾を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

## 投票できる人

次の要件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。**【年齢】**平成27年2月8日までに生まれた満20歳以上の人**【住所】**平成27年10月30日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている人

## ①注意

平成27年10月31日以降に他市区町村から上尾市へ転入の届け出をした人は、選挙人名簿に登録されていないため、今回の選挙は投票できません。また、投票日までに上尾市から転出する人も投票できません。

## 期日前(不在者)投票 →投票日の当日、仕事などで 投票できない人のために

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます。

### ■期日前投票

- ・ 仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- ・ 旅行や外出などで投票日の当日に投票区内にいない

・ 病気、けが、妊娠などの理由で投票所へ行くことが困難

※投票所入場券(届いている場合)を

お持ちください。

## ■不在者投票

●出張先など滞在地で

仕事先や旅行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会ですべて不在者投票をすることもできます。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局に早めに問い合わせてください。

●病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票することができます。

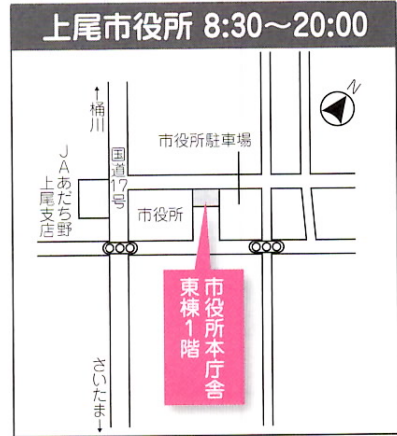
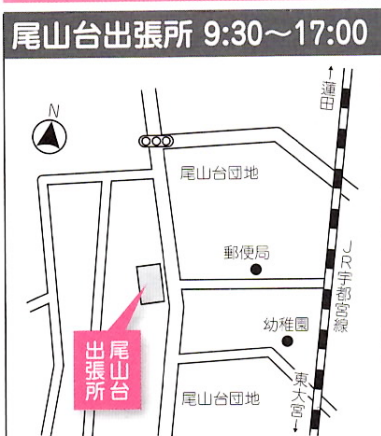
## 投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人は、1月下旬に投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が入っています。本人分を切り離し、氏名を確かめてから、投票所にお持ちください。また、投票所入場券の裏面に「宣誓書(兼請求書)」が印刷してあります。期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。投票日当日に投票する場合は、記入の必要はありません。

入場券が見当たらない場合でも、

期日前投票期間：2月1日(月)~2月6日(土)





本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出て下さい。

**期日前投票所**

2月1日(月)～6日(土)に、14ページの投票所で期日前投票ができます。

**代理・点字・郵便投票**

身体が不自由な人のために、次のような投票方法がありますのでご利用ください。

**■代理投票**

身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出て下さい。係員が代わって記入します。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけないことになっていきますので、安心して下さい。

**■点字投票**

目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出て下さい。

**■郵便投票**

郵便投票制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり投票所へ行くことができない人です。事前に市選

挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。※

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

**選挙公報の配布**

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までにポスティングにより配布します。投票の参考にして下さい。なお、市役所1階総合案内、各支所・出張所、郵便局などに備えていますので、ご利用ください。

**開票は即日、市民体育館で**

今回の市長選挙は、次のように即日開票されます。また投票・開票速報は市ホームページでも発表します。 時 2月7日(日)21時～ 所 上尾市民体育館



**30人の市議会議員が誕生**

任期満了に伴う上尾市議会議員一般選挙は、市内の40カ所の投票所で12月6日7時から一斉に投票が行われ、即日開票の結果、30人の市議会議員が誕生しました。今回の選挙は、定数30人に対して33人が立候補しました。この選挙で選ばれた新しい議員の皆さんは、1月1日から4年間、市民の代表として活躍します。

上尾市議会議員一般選挙開票結果 (敬称略、掲載は得票順、票の端数はあん分票)

得票数	候補者氏名	党派
当選 3,540,078	秋山もえ	日本共産党
当選 3,046	前島るり	公明党
当選 3,026,921	秋山かほる	無所属
当選 2,784	尾花瑛仁	無所属
当選 2,660	町田皇介	民主党
当選 2,632	鈴木茂	無所属
当選 2,546	新井金作	無所属
当選 2,503	大室尚	無所属
当選 2,487	長沢純	公明党
当選 2,469	戸野部直乃	公明党
当選 2,406	道下文男	公明党
当選 2,371	浦和三郎	民主党

当選 2,309	深山孝	無所属	
当選 2,304,565	新藤孝子	日本共産党	
当選 2,190	橋北富雄	公明党	
当選 2,153	糟谷珠紀	日本共産党	
当選 2,139	星野良行	無所属	
当選 2,106	渡辺綱一	無所属	
当選 1,973	平田通子	日本共産党	
当選 1,949	井上茂	無所属	
当選 1,844,821	田中守	無所属	
当選 1,772	池野耕司	民主党	
当選 1,770,434	新道龍一	無所属	
当選 1,586	池田達生	日本共産党	
当選 1,497,512	嶋田一孝	無所属	
当選 1,463	小林守利	無所属	
当選 1,454	齋藤哲雄	無所属	
当選 1,428	野本順一	無所属	
当選 1,424,665	田中一崇	無所属	
当選 1,369	小川明仁	無所属	
	754	河野正弘	無所属
	205	小田剛	無所属
	167	丸山寿一	無所属

投票者数67,482人(有効66,330票、無効1,150票、不受理・持ち帰り2票)投票率36.80%